国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則を次のとおり制定する。

平成17年11月21日

国立大学法人東京農工大学長 小畑 秀文

17 経教 細則第13号

国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則

(設置)

第1条 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程第8条第5項の規定に基づき、 国立大学法人東京農工大学における研究倫理等について、全学的立場から審議するため、 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会研究部会の下部委員会として国立大学法 人東京農工大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - 一 研究倫理指針等に関すること。
  - 二 ヒトを対象とする医学的・工学的・農学的・生物学的・行動科学的研究等に関する こと。
  - 三 ヒトゲノム・遺伝子解析研究の倫理に関すること。
  - 四 その他委員会が、必要と認める事項に関すること。
- 2 前項第二号及び第三号の審議事項の取扱い等については別に定める。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - 一 学術・研究担当副学長
  - 二 教育研究評議会から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 2人
  - 三 共生科学技術研究部長
  - 四 共生科学技術研究部の教員 2人
  - 五 遺伝子組換え生物安全管理規程第5条に定める安全主任者 3人
  - 六 保健管理センターの医師 1人
  - 七 研究支援・産学連携チームリーダー
  - 八 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者
- 2 前項第4号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号の副学長をもって充て、副委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

- 第5条 委員会は、委員長が招集するものとする。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(招集の請求)

- 第6条 委員長は、次の各号に掲げる場合は、早急に委員会を招集しなければならない。
  - 一 緊急性のある審議事項が発生した場合
  - 二 委員3分の1以上の請求がある場合

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(小委員会)

- 第8条 委員会に、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会に関する事項は、委員会が定める

(担当委員)

第9条 委員長は、特に必要と認める事項があるときは、委員会委員のうちから担当委員 を指名し、当該事項について協議の上決定することができる。この場合、委員長は、決 定事項について、速やかに委員会に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、研究支援・産学連携チームにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成17年11月21日から施行する。
- 2 研究・産官学連携委員会細則(16経教細則第4号)は、廃止する。